

猪名川町公害防止条例の改正概要に対する パブリックコメント及び町の考え方

意見募集期間: 令和3年12月15日～令和4年1月14日

意見提出者数: 1人

提出意見数: 5件

■猪名川町公害防止条例の改正概要について提出された意見の概要と町の考え方

番号	意見提出者	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方(対応)
1	1		<p>(公害の定義について)</p> <p>現行の条例では、近年問題となっている光害を対象としておらず、工場や事業所からの光による被害を対象としていません。今後、猪名川町内で操業する事業者が、作業や保安等により、夜間も照明を使用することがありうることから、法整備が追いついていないこうしたものも対象とするよう改正された方がいいと思います。</p>	<p>「光害」とは、一般的に道路灯や防犯灯、その他照明器具の使用によって過剰な光の影響で夜空の星が見えにくくなることと解釈されております。しかしながら、どの程度の光量が生活環境に影響を与えるものであるかなどの基準や根拠が確立していないことから、今回改正する公害防止条例の対象として取り扱う事は考えておりません。</p>
2	1		<p>(規制の対象範囲)</p> <p>今回の改正では、産業廃棄物処理施設を加えることを検討されています。</p> <p>しかしながら、公害を発生させる事業所は、産業廃棄物処理施設だけではないため、規制対象を広げた方が実効性のあるものと考えられます(「事業所」などとして)。</p> <p>また、多くの法令では、工場や事業所からの公害のみを規制しており、当該工場等に入りする車両等からの被害については規定しておらず、規制の対象となっていません。</p> <p>そのために、住宅地内を走行する車両の騒音・排気ガス・振動・悪臭と言ったものから住民を守ることができないようです。</p> <p>本条例では、そうしたものも指導できるよう、「3 事業者の責務」内で工場等の運営と合わせて、町が指導できるようにすることが、実効性のある条例とすることになると思います。</p>	<p>規制範囲については、現行条例においても工場及び事業所を条例の対象範囲としており、改正後においても条例の対象施設として事業所を包含することとしております。</p> <p>また、工場等に入りする車両等からの騒音・排気ガス・振動・悪臭については、道路運送車両法など各種法令で定められている保安基準等により取り扱うものであるため、今回改正する公害防止条例の対象に含めておりません。</p> <p>なお、工場等の運営に関しては事業者が法令を遵守したうえで自由に社会経済活動を行う性質のものであり、町が条例で規制を設け指導する状況にはありません。</p>

3	1	<p>(積極的な情報公開について)</p> <p>「6 施設設置の届出」等については、設置はもとより、重要な変更等についても、住民への公表を原則とすることで、事業者の事業に対する透明性を高めるとともに、町の透明性等を高めることができると考えられます。</p>	<p>今回改正する公害防止条例では、施設変更の届出についても規定することとしており、生活環境に影響を及ぼすような大規模な変更がある場合、事業者が周辺住民へ説明を行うよう町が事業者へ指導することを想定しています。現時点では、町から住民へ公表する規定を設ける予定はしていません。</p>
4	1	<p>(事故報告)</p> <p>事故について報告を受けることはもとより、爆発・火災等の場合は町が事故を見つけることも想定されます。そのため、町が見つけた場合も想定した規定にすべきと考えられます。</p> <p>また、事故後の措置については、この条例で定めないのかもしれませんが、事故後の対応や再発防止策の報告等については、予め定めておくべきと考えられます。</p>	<p>今回改正する公害防止条例では、事故報告について規定することとしており、町が発見した場合においても報告を求める内容となっております。また、改正条例では対象施設等の設置者に対し必要な事項の報告を義務付けることや町関係職員が立入検査し、再発防止も含め必要な指導を行うことができる内容としております。</p>
5	1	<p>(その他)</p> <p>倉庫等での火災のように、事故後に健康被害が起こる可能性のあるものは、被害回復について、事業者の責務として記載した方がいいと思います。</p>	<p>今回改正する公害防止条例では、事業者の責務として事業活動に伴い生じる公害を防止するため、事業者自らの負担において必要な措置を講ずるものと規定しています。施設で生じた火災や事故後に生ずる健康被害やその回復に係る事業者の責務については、他法令により対応すべきと考えており、本条例では記載いたしません。</p>